

佐賀県告示第 361 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 25 年 11 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

1 施行者の名称

鳥栖市

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 鳥栖市公共下水道

3 事業施行期間

昭和 50 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和 50 年佐賀県告示第 201 号、昭和 57 年佐賀県告示第 209 号、昭和 61 年佐賀県告示第 475 号、平成 3 年佐賀県告示第 517 号、平成 4 年佐賀県告示第 375 号、平成 6 年佐賀県告示第 728 号、平成 8 年佐賀県告示第 382 号、平成 12 年佐賀県告示第 645 号、平成 15 年佐賀県告示第 123 号、平成 17 年佐賀県告示第 215 号及び平成 20 年佐賀県告示第 198 号の事業地に、鳥栖市永吉町字本村、字南西川、字日恵寺、字村上、字正口及び字万田、幡崎町字葱の隈、字寺前、字立田石、字幡崎、字前田及び字藤ヶ瀬、姫方町字頭、飯田町字村上、字飯本、字前田及び重田並びに幸津町字下川原を加え、鳥栖市永吉町字称宜隈、字土取及び字原田、幡崎町字牛相、姫方町字百々田及び字本川原、飯田町字中の坪、原町字恒石、神辺町字唐木、字堂の前、

字堂の本、字国泰寺及び字本郷寺、牛原町字別石、養父町字岸田、山浦町字三本谷、字中の坪及び字四の坪、原古賀町字一本松及び字高柵、蔵上町字内精及び字外精、幸津町字東中野及び字大深田、下野町字八軒屋、儀徳町字西田、平田町字土井上、柚比町字安永田及び字萩野、江島町字西谷、字下牟田及び字相模、立石町字山田及び字吉原並びに村田町字岩井手地内において事業地を変更する。